

指定科目確認審査基準

平成 20 年 12 月 18 日 理事長制定

平成 24 年 4 月 5 日 変更 (い)

〔 建築士試験指定科目確認審査委員会 案作成 〕

「国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める告示について」(平成20年6月16日付 国住指第1093号 国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築士行政主務部長あて及び(財)建築技術教育普及センター理事長あて通知)を踏まえて、各学校・課程における開講科目が国土交通大臣の指定する建築に関する科目(以下「指定科目」という。)に該当するかどうかの確認審査基準を下記のとおり定める。

記

- 一 科目の授業内容について、シラバス等により確認する。
- 二 指定科目の対象とするものは、授業内容が建築設計・工事監理等の建築士の業務に関する知識、能力の養成に資するものとする。
- 三 建築設計製図、建築計画、建築環境工学、建築設備に関する指定科目の対象とするものは、授業内容が建築物(住宅を含む。以下同じ。)を主たる題材としているものとする。ただし、主たる題材であるかどうかの判断が困難である場合には、授業内容の概ね過半が建築物を題材としているかどうかを判断の基準とする。
- 四 構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産、建築法規、その他に関する指定科目の対象とするものは、授業内容が建築設計・工事監理等の建築士の業務に関する知識、能力の養成に資するものとする。
- 五 建築法規に関する指定科目の対象とするものは、建築基準法及び関係法令に関する授業内容を含むものとする。
- 六 広く工学全般を対象とするような基礎的科目については、指定科目の対象としないものとする。ただし、広く工学全般を対象とするような基礎的な授業内容が部分的に含まれる場合であっても、指定科目の内容を当該授業の最終的な到達目標としているものについては、指定科目の対象とする。
- 七 授業内容が特定できない科目については、指定科目の対象としないものとする。
- 八 建築士試験等の受験対策を内容とした科目については、指定科目の対象としないものとする。
- 九 内容が複数の指定科目にまたがる科目については、原則として、当該科目の主たる内容が該当する指定科目の対象とする。
- 十 単位制をとっていない課程については、次の基準により授業時間を単位数に換算するものとする。
 - ①高等学校卒業を入学要件とする学校等については、講義・演習は1単位を15単位時間として計算し、実験・実習・実技は1単位を30単位時間として計算する。
 - ②高等学校、専修学校の高等課程及び職業訓練校等(中学校を卒業した後、入校した者に限る。)については、1単位を35単位時間として計算する。
 - ③1単位時間については、各学校等がその学校等の設置基準に基づき定めたものとする。
 - ④授業時間を単位数に換算するに当たって、少数点以下は切り捨てるものとする。
- 十一 指定科目に該当するものであると認められた開講科目の変更、更新の審査等については、次のとおりとする。(い)
 - ①原則として、新規申請から4年ごとに、所定の更新申請により、引き続き指定科目に該当するものであることを再確認する。(い)
 - ②①に該当しない年度の開講科目については、所定の変更申請又は所定の新規申請があった場合のみ審査を行うものとする。(い)